

## 障がい理由とする差別解消のための周知・啓発等の取組について

### (1) 広報媒体を活用した周知・啓発

#### ①障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例(平成29年4月1日施行)

- 広報あおりに特集を掲載(平成29年5月15日号)
- 市HPに条例及び差別に関する相談窓口等を掲載(平成29年5月から継続実施)
- 「知ることからはじめる障がいへの理解」ハンドブックの配布(平成29年5月から継続実施)
- 「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」リーフレットの配布(平成29年11月から継続実施)

#### ②青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例(令和2年4月1日施行)

- 市HPに条例について掲載(平成29年5月から継続実施)
- 広報あおりに特集号を掲載(令和2年5月15日号)
- 「いろいろなキモチのつたえかたガイド」リーフレットの配布(令和2年10月から継続実施)
- 青森市広報番組「Aomo LIVE」(市公式YouTube)に、「手話奉仕員養成講座」の動画を公開(令和4年7月)

#### ③「ヘルプカード、ヘルプマーク」

- ヘルプカードは、平成28年7月から、ヘルプマークは同年10月から障がい者支援課、浪岡振興部健康福祉課窓口で配布(平成29年5月から継続実施)
- 市HPに掲載(平成28年7月から継続実施)
- 平成30年度から周知用ステッカーを作成し、市営バスやタクシーの車内、市内医療機関の施設内に提示(平成30年度から継続実施)
- 広報あおりに特集号を掲載(令和2年6月15日号から年2回掲載継続実施)

### (2) 研修・講義などでの周知・啓発

#### ①市民への啓発

- 保育園等において「いろいろなキモチのつたえかた教室」をテーマに講義(令和2年度から継続実施)
  - ※講義内容：手話のあいさつクイズ、視覚障がい者の帯同、盲導犬とのふれあい等
  - ※講師：青森市ろうあ協会、青森市視覚障害者の会、青森県重症心身障害児(者)を守る会
  - ※講義実績：保育所、幼稚園 計4箇所で開催(令和3年度)
- 障がい者週間において、市役所庁舎内でパネル展を実施(平成29年度から継続実施)

#### ②市職員への周知

- 新採用職員、新任課長、窓口職員研修の実施
  - ※講義内容：「障がいのある人への対応について」
  - ※講師：青森市ろうあ協会、青森市視覚障害者の会、青森県重症心身障害児(者)を守る会  
障がい者支援課職員
  - ※講義実績：新採用職員(平成29年度から)、新任課長(平成30年度から)、窓口職員研修(令和2年度から継続実施)
- 障がいのある方へ配慮ある対応をするための職員対応マニュアルを作成(平成30年4月、令和3年11月改訂)

### (3) 合理的配慮の取組

- 市窓口に「コミュニケーション支援ボード」を設置(平成30年4月から継続実施)